

京・くらしの安心安全情報 第48号

(平成22年9月)

京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課

1 相談の概要

- 平成22年6月までの相談件数は1,859件で、前年同時期(1,971件)と比べ減少
- 「不当請求・架空請求」は280件と前年同時期(439件)に比べ大幅に減少したものの、引き続き、第1位になっており、依然として注意が必要

相談件数の上位

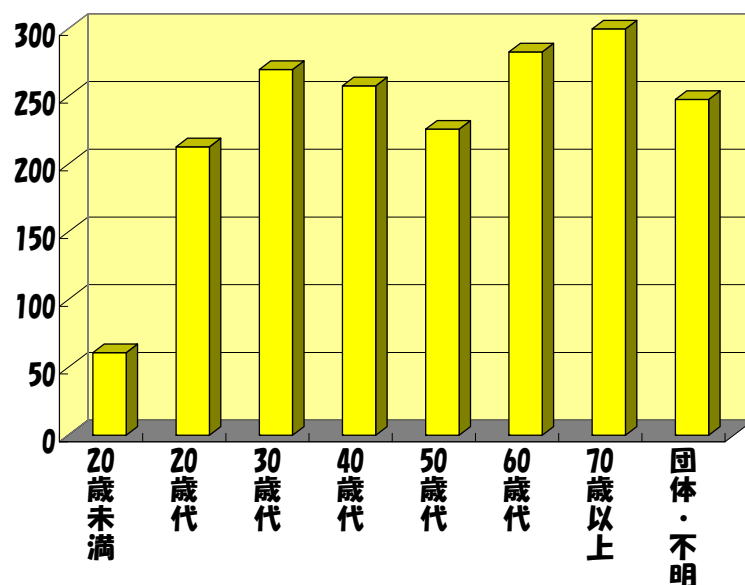
商品・役務別相談件数

商品・役務名	件数	構成比	主な内容
不当請求・架空請求	280	15.1%	はがきによる架空請求, アダルト情報サービス
フリーローン・サラ金	184	9.9%	多重債務など
集合住宅	176	9.5%	敷金返還トラブル・住宅の購入
戸建住宅	59	3.2%	屋根, 床下工事, 設備工事
書籍・印刷物	43	2.3%	新聞販売・同窓会名簿・紳士録
自動車	39	2.1%	自動車等の購入, コインパーキング利用のトラブル
預貯金・証券等	37	2.0%	預貯金, 株式・証券取引, 未公開株
教室・講座	36	1.9%	英会話教室・資格講座
移動通信サービス	34	1.8%	携帯電話通話料・パケット通信料
インターネット通信サービス	34	1.8%	インターネット回線契約
その他	937	50.4%	
合計	1,859	100.0%	

※ 平成22年度から集計区分を一部見直しています。

年齢構成

年齢	件数	構成比
20歳未満	61	3.3%
20歳代	213	11.5%
30歳代	270	14.5%
40歳代	258	13.9%
50歳代	226	12.2%
60歳代	283	15.2%
70歳以上	300	16.1%
団体・不明	248	13.3%
合計	1,859	100.0%



2 住宅用火災警報器の悪質な訪問販売に御注意！

改正消防法の施行により、住宅用火災報知器の設置が義務付けられ、新築住宅については平成18年6月1日から設置が義務付けられましたが、既存住宅については市町村で設置期限を定めることとされており、京都市内においては、平成23年6月1日までに設置する必要があります。

これに伴い、市内において、一般家庭を訪問し強引に住宅用火災警報器等の設置契約を結ぶ業者が出没していますので御注意ください！

事例

- ・ 「電話の点検に伺います」などと事前に連絡があり訪問を受けたが、実際は、住宅用火災警報器の訪問販売であった。
- ・ 「住宅用火災警報器の設置が法律で義務付けられました。今すぐに設置しないと法律で罰せられます。」と言われた。
- ・ 消防職員を装い、「消防署の方から来た。」と言われ、法外な値段で住宅用火災警報器を売り付けられた。
- ・ 別の用件を言って家に上がり込み、勝手に住宅用火災警報器等を取り付けて、高額な契約をさせられた。
- ・ 既に住宅用火災警報器を設置していたが、「住宅用火災警報器は、専門の業者により定期的に点検する必要がある。」と言われた。

被害に遭わないために

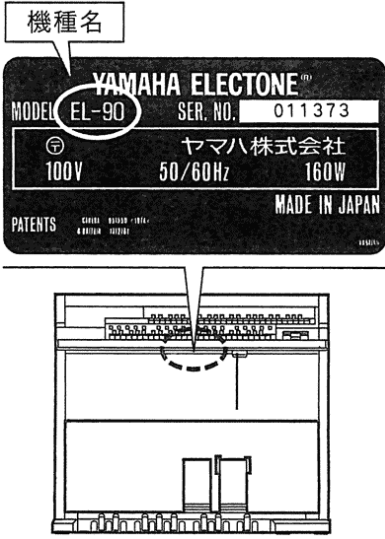
- ・ 「法律違反になり罰せられる。」などと不安を煽り、住宅用火災警報器の設置を急がせるような業者には注意しましょう。
- ・ 「消防署の方から来た」「京都市から依頼されている」などと公的機関を装う場合もありますが、**消防署や区役所などの公的機関が、訪問販売で住宅用火災警報器等を売り歩くことは絶対にありません。また、特定の業者に販売を委託することはありません。**
- ・ 住宅用火災警報器の点検は個人で簡単に行うことができます。専門の業者が点検する必要はありません。
- ・ 契約する前に書面の内容確認や家族等へ相談をしましょう。
- ・ 訪問販売で住宅用火災警報器等を購入された場合は、クーリング・オフの対象です。
期間内（申込み書面または契約書面を受け取った日から8日以内）であれば無条件で解約することができますので、**市民総合相談課（電話075-256-0800）**へ御相談ください。
また、不審に感じたら**最寄りの消防署又は消防局予防部（電話075-212-6673）**へ御確認をお願い致します。

3 事故情報 ヤマハ株式会社 エレクトーン【無償点検・部品交換】

ヤマハ株式会社は、平成3年（1991年）から平成9年（1997年）に製造したエレクトーン EL-90/EL-90I（アイボリー）/EL-70において、電源部に使われているコンデンサの液漏れにより、発煙に至る事故が発生しました。

点検・部品交換を無償で実施するとのことですので、該当するエレクトーンを使用されている方は、お買い求めのヤマハ特約楽器店又は以下の窓口（問い合わせ先）まで御連絡をお願い致します。

<対象商品>

対象商品名	機種名	機種名の表示位置
ヤマハエレクトーン	EL-90 EL-90I（アイボリー） EL-70	

※ 機種名は、本体の鍵盤下（ヘッドフォン端子の右）にはられている黒色のシールを御覧ください。

そのシールの「YAMAHA ELECTONE」の下にある「MODEL EL-**」が機種名です。

なお、問い合わせの際に製造番号が必要となりますので、機種名の右の「SER NO.*****」の数字6ケタの製造番号を確認してください。

<問い合わせ先>

ヤマハエレクトーン		(フリーダイヤル) 0120-126-808 ※IP電話などでつながらない場合は、053-460-3276
受付時間	月曜日～金曜日	午前10時～午後6時
	土曜日	午前10時～午後5時

<国民生活センターホームページ>

http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20100902_1.html

4 「くらしのみはりたい」の募集について

京都市では、市民の皆様の安心・安全のための取組の一つとして、日ごろの生活の中で、高齢者等を消費者トラブルから未然に守り、被害拡大の防止に御協力いただくボランティア「くらしのみはりたい」を設置し、平成22年8月31日の時点で2,085名の方に登録いただいております。

現在も以下のとおり募集しておりますので皆様の御登録をお待ちしております。

- 1 活動内容**
 - ・ 近隣高齢者等の見守り
「くらしのみはりたい」ステッカーを掲示し、本市が提供する消費生活情報を基に、近隣高齢者等への「目配り」，「気配り」をしていただきます。
 - ・ 消費生活相談への相談奨励
見守り活動を通じて悪質商法等の消費者被害を見掛けた場合、市民総合相談課（市民生活センター）への相談を奨励（「声掛け」）していただきます。
- 2 応募条件** 京都市内在住又は京都市内へ通勤、通学されている20歳以上の方
- 3 応募方法** ①郵便番号②住所③氏名（フリガナも）④年齢⑤電話番号⑥（あれば）固定メールアドレス（フリーメール、携帯等の小型携帯端末は不可）を明記し、FAX か電子メール又は以下のアドレスからお申し込みください。

4 応募先
・ 問い合わせ先

京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課（市民生活センター）
〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4階
TEL：256-1110, FAX：256-0801
メールアドレス：soudan@city.kyoto.jp
ホームページアドレス：<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000044011.html>

消費生活に関する困りごとがあれば気軽に御相談ください。

京都市市民総合相談課 ☎256-0800（消費生活相談専用）

☎256-3160^{さいむゼロ}（多重債務相談専用）

消費生活相談受付時間 月～金（祝休日除く。）午前9時～正午

午後1時～午後4時

京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4F（市民生活センター）

地下鉄「烏丸御池」駅下車、「3-1，3-2番出口」から地上へ出てすぐ
駐車場等はありません。市バス・地下鉄などの公共交通機関を御利用ください。

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html を御覧ください。

* 土、日、祝休日の消費生活相談

☎257-9002 午前10時～午後4時



平成22年9月発行 京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課
京都市印刷物 第223144号